

納めて安心 国保税

国民健康保険は、いざというときに備えお互いに助け合う「相互扶助」を目的とした制度です。加入者がそれぞれ保険税を出しあい、その納めた保険税と国からの負担金を合わせて、私たちが病気やケガをしたときの医療費の支払いに充てています。保険税は、大切な国保の財源です。

★税額の計算

保険税は、次の4つの方法で計算された額の合計となります。

①所得割額 + ②資産割額 + ③均等割額 + ④平等割額

＝保険税

①所得割額

国保加入者の前年中の所得に応じて計算します。

所得割課税対象額 × 税率6.3%

【給与所得者の場合】

給与所得控除後の額 - 給与特別控除額(2万円)

- 基礎控除(33万) = 所得割課税対象額

【給与所得以外の場合】

総所得 - 基礎控除額(33万円) = 所得割課税対象額

②資産割額

加入者の資産に応じて計算します。

固定資産税額(土地、家屋) × 税率30%

③均等割額

国保加入者の数に応じて一人いくらと計算します。

被保険者数 × 13,000円／人

④平等割額

各世帯に均一でいくらと計算します。

1世帯あたり 17,000円



★賦課期日・月割課税

賦課期日は4月1日ですが、この日以後に異動があつた場合（1ヶ月単位で処理）は月割課税となります。

例えば

7月に加入する場合（資格取得）→ 7月分から課税

7月に脱退する場合（資格喪失）→ 6月分まで課税

※国保税は届出をしたときからではなく、資格を取得した月から課税されます。

★世帯主が納税義務者

国保加入世帯は、その世帯の世帯主が保険税を納めることになります。世帯主が社会保険加入者でもその家族のなかで国保の加入者がいれば、世帯主が保険税を納めます。

納付は口座振替が便利

一度手続きをすれば、毎回自動的に振り替えられます。

※残高が不足していると振り替えられません。

振替日が近づいたら残高を確認しましょう。

手続きに必要なもの

- 納付書 ●印かん
- 通帳



忘れていませんか 町県民税の申告



町県民税の申告は、毎年3月15日までにその年の1月1日現在に住んでいる市町村へ、前年中の所得内容を申告することになっています。扶養になっている人、事業専従者になっている人についても収入の有無にかかわらず申告が必要です。

納 稅

8月2日(月)は、固定資産税第2期、国民健康保険税第1期の納期です。
忘れずに納めましょう。

まだ、申告が済んでいない人は、すぐ申告されますようお願いします。

問合せ 税務課課税係

☎841211 内線1111